

様式C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22年 3月31日現在

研究種目：基盤研究(C)
研究期間：2007～2008
課題番号：19530710
研究課題名（和文）現代ドイツにおける教師教育改革と教員評価制度改善に関する研究
研究課題名（英文） The Reform of Teacher Education and Teacher Evaluation in Germany Today.
研究代表者
吉岡 真佐樹(YOSHIOKA MASAKI)
京都府立大学・公共政策学部・教授 研究者番号：80174895

研究成果の概要：現在ドイツでは、EU 統合に伴う大規模な大学改革が進行中であり、教師教育もそれに連動している。学士・修士課程の設置に伴い、教員は基本的に修士号を取得することになるが、同時に伝統的な試補制度も継続している。近年「教員養成スタンダード」が作成され、教員に求められる資質・能力(コンピテンス)が明確化されている。また現職教員に対する研修制度も強化されつつある。しかし教員評価制度については大きな変化は見られず、また教員評価と給与等の待遇とを連動させようとする動向も顕著ではない。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：比較教育学、教師論、教育制度論

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教師教育、教員評価、試補制度、教職課程、ドイツ

1. 研究開始当初の背景

ドイツ(ドイツ連邦共和国)の教師教育制度は、世界でもっとも充実したシステムの一つであるとして国際的に高く評価されてきた。そのシステムの特徴は、①基本的に総合大学で総ての種類の教員養成を行うこと、②大学での学習(第1段階の養成)および2年間近くに及ぶ試補教員としての実践的訓練(第2段階の養成)という2段階の養成を通じて、充実した理論的養成と実践的養成を行っていること、③各養成段階の修了時には2度にわたり国家試験を実施し、教

員の資質・能力の水準の維持に努めていること、等である。

しかしながらこのようなドイツの教師教育制度も、2000年を前後する時期から改革の必要性が厳しく指摘されるようになっていく。その要因の一つは、2001年のいわゆる「ピサ(PISA)ショック」である。2000年にOECDによって実施された学習到達度調査(ピサ)において、ドイツの成績は参加国の平均を大きく下回ったのである。以降、生徒の学力低下問題は、大きな社会的政治的な論争となり、その中で教師教育の

問題が大きくクローズアップされて来たのである。

加えてもう一つの要因は、大学制度の改革すなわち学士・修士課程の導入に伴って、教師教育も必然的に大規模な改革が求められているということである。経済のグローバル化が進む中で、欧州諸国は欧州連合(EU)としての統合のプロセスを着実に進めつつあり、そのなかで2010年を目途に、各国の大学制度は学士課程・修士課程の2段階から構成されるよう統一することが合意されている(ボロニャ宣言)。

以上のように、ドイツの教師教育制度は現在、大きく改変されようとしている。その改革方向を解明することは、わが国の教師教育改革を考察する際にもきわめて有益である。

2. 研究の目的

本研究は、現在ドイツにおいて進行している教師教育改革と教員評価制度の改善を一体のものとして把握し、その現状および課題を解明しようとするものである。

現在行われている教師教育改革は、文部大臣会議教師教育特別委員会(テルハルト委員会)報告(2000年)、学術審議会「教員養成の将来構造についての勧告」(2001年)などに基づくものであり、その特徴は、①教師の養成・採用・現職教育というそれぞれの段階ごとの改善に留まらず、教師のキャリア全体を通じての改善が求められていること、②その際、従来あまり問題にされて来なかった現職教育の整備が課題となっていること、③教員評価のより厳格な実施とその評価基準、実施方針の改善が課題となっていること、などである。

またこの間実行された改革のなかでもっとも象徴的であったのは、文部大臣会議によって「教員養成のためのスタンダード・教育諸科学編」(2004年)が作成されたことであり、ドイツ全土でこのスタンダード(基準)を確保する教員養成制度の整備が進められていることである。この内容・性格の分析を出発点に作業を進めた。

3. 研究の方法

ドイツ16州のうち、ベルリン、ブランデンブルク、ニーダーザクセンを中心に、①州文部省、②地方教育行政機関、③大学、④試補研修所、⑤その他関係団体(教員組合等)において、関係者に聞き取り調査を行うとともに、必要な文献研究を行った。

主な訪問地は以下の通りである。

2007年度(9月29日～10月11日)

ベルリン文部省、グスタフ・ハイネマン・オーバーシューレ(ベルリン：教員評価参観)、ブランデン州ハーベル学務局、ニーダーザクセン州バート・イブルグ学校監督局、ニーダーザクセン州リュネブルク学校監督局、リュネブルク職業学校、ドイツ国際教育研究所(フランクフルト)

2008年度(10月22日～11月2日)

ニーダーザクセン文部省、ニーダーザクセン教員養成・学校開発庁、オルデンプルク大学、ヒルデスハイム大学、パーペンベルク・ミカエルシューレ(ニーダーザクセン：学校監督参観)、ミュンスター大学(ノルトライン・ヴェストファーレン州)、ドイツ国際教育研究所(フランクフルト)

4. 研究の成果

1) 以下述べるように、大学改革と連動して、まさに現在、教師教育制度は大きく変化しつつある。また大学の教職課程および試補教育に対して、そのアクレディテーションも進められている。その際、「教師のスタンダード」等に示された教師に求められる資質・能力(コンピテンツ)が活用されている。しかし2段階にわたる養成制度の枠組みそれ自体を改正しようとする動きは存在しない。また、この10年来、学術審議会等の関係団体による改革提案で提起されてきた教員評価方法の改善あるいは評価結果と給与等の待遇との結合は、実際には実現していない。現職教員の資質向上のためには、教員評価の改善よりも現職研修の義務化が現実的な方策として強調されているようである。その際、州レベル、行政区レベルの各種研修のメニューと並んで各学校ごとの研修の義務づけおよびそれに対する校長の責任が強調されていることが特徴である。

2) ボロニャ宣言に基づいて、各大学では学士・修士課程が設置され、現在まさに教育体制移行の途上である。その中で教職課程は、次のように改変されている。

①一般に学士課程3年、修士課程が1年(初等学校、主幹学校、実科学学校教員などの場合)ないし2年(ギムナジウム、職業学校教員の場合)とされている。

②修士号取得によって、従来の第1次教員国家試験の合格に代替する、という法改正を行った州が一般的である。ただしこれについては、さらにより精緻な調査が必要である。

③学士課程、修士課程を通じて、カリキ

ユラムが標準化・構造化されており(モジュール化)、またヨーロッパの大学共通の単位制度が導入されている。

④大学の教職課程を充実させるために、各大学で「大学教職センター」が設置ないし再編され、大学内の部局として必要な権限と資金を保障されつつある。

⑤ドイツの大学を全体として概観した場合、2010年を目途に学士・修士課程を導入するという目標の達成は難しい。法学部、医学部等では根強い反対があり、また州ごとに状況は相当異なっている。しかし急激で大規模な改変に比して反対運動は全体として弱く、時間はかかってもこの改革は貫徹する方向に向かっている。そのなかで、この改革を積極的なものとして評価し、新たな教職課程の枠組みを支持する教育専門家も多い。(テルハルト・ミュンスター大学教授など。)

3) 試補制度については、現在までのところ構造的な変化は見られない。また現時点では、新課程で大学を修了した試補はまだきわめて少数である。ただしノルトライン・ヴェストファーレンの新規定のように、大学での実習および実践的養成を強化する(教員志願者全員に、20日間の「入門実践演習」と修士課程で半年間の「実践ゼミナール」を課す)と同時に試補期間を1年間に短縮するという事例も存在する。

また各試補研修所では、「教員養成スタンダード」を具体化・徹底しようとする実践が活発に行われている。

4) 現職教育の充実に関しては、従来、自由参加の研修が主で、義務的な研修はほとんど法定されていなかった。10年近くの期間をかけて、理論的実践的な養成を行うドイツでは、「専門職」としての教師に対して機械的に研修を義務づけることは適当でないと考えられていたのである。

しかし近年、年度ごとに義務的な研修を定める州が増加している。例えばブレーメン州では、学校ごとの研修およびその他の各種研修をあわせて、年間30時間の研修が義務づけられるようになっている。

5) 勤務評定については、現在までのところ大きな変化はない。

①勤務評定(Dienstliche Beurteilung)の対象となるのは、官吏(Beamte)身分の教員に限られる州(ブランデンブルクなど)と「職員」(Angestellte)身分の教員まで含まれる州(ベルリンなど)が存在する。なお、従来、ド

イツの教員は基本的に官吏身分であったが、旧東ドイツ地域を中心に職員身分の教員が増えており、ドイツ全体で30%弱が職員である。

②従来、勤務評定は総ての教員に対して実施されていたが、今日では、a)採用時ないし試補期間の終了時、b)昇進・昇格を希望する時、に限定される場合が一般的である(ニーダーザクセンほか)。ただし5年に一度の定期評定を実施している州(ベルリン)も存在する。

③伝統的には、視学官が各教員の勤務評定を行う。その具体的方法は、面談、校長等からの日常的勤務に関する報告、授業参観などである。ただし実態は、単に勤務評定を行うという以上に、各教員の職能開発、研修という性格が強い。このことは特に、授業参観の後に行われる、視学官、校長、当該教員による反省会の場などに表れている。

④勤務評定を行う担当官は、これまで視学官であったが、数年前から校長がその任に当たる例が増えている。より実質的な評定を可能にする、というのがその理由である。しかし他方で評価の客観性をどのように担保するかが重大な課題となっている。評価は多くの場合5段階で行われるが、ベルリンの場合、評価結果の大半が、上位の第1ないし第2段階であり、3以下の評点はきわめて少ないとの報告であった。

⑤評定結果は、確定前に当該教員に通知される。評定に疑義がある場合には、異議申し立てのための特別な仕組みが設けられている。

⑥ベルリン、ブランデンブルク、ニーダーザクセンなどの聞き取りによれば、評定結果が相当に悪い教員が発見された場合でも、実際にその人物が処分されることはまずあり得ないということである。勤務評定に基づく処分は、理論的には可能であるが、現実的にはほとんどないようである(ベルリンの場合)。

⑦評定結果が優れた教員に対して、特別給が与えられる例はこれまでのところあまり見られない。一般に評定と給与等の待遇との連動については、現在までのところ消極的な州が大半である。ただし、ブランデンブルク州等では、特定の公務員に対して10%程度の幅で、勤務評価と給与を連動させようとする試行が行われている。

6) 以上のようなドイツでの教師教育改革の動向が、わが国に示唆するものとして、さしあたり次の諸点を指摘できる。

①ドイツのみならずヨーロッパ諸国では、修士課程修了を教員としての基礎的要件とする改革が実現しつつある。現在、わが国でもこのことがまさに課題として提起されており、教員養成＝修士課程標準の実現が急がなければならない。

しかし、ドイツの場合、1州の例外を除き、教員養成は、初等学校教員も含めて、「教育大学」ではなく総合大学で行われており、大学ごとに多様な形態を取って行われている。また、大学での教員養成は、学校での教育実践と密接に関係しながら行われているが、それはあくまでも理論的養成の一部として、理論と実践の結合を求めているためであり、実践的養成のためには別に試補制度が設けられている。このような理論的養成と実践的養成をめぐる区別と連続の関係は、重要な原則であると考えられる。

②このような充実したドイツの養成システムにも、本質的な弱点ないし難問が内在している。それは養成に時間がかかり、しかも教員の需給調節が困難であるということである。実際、19世紀以来、ドイツの教員養成の歴史は、数十年単位で教員不足と供給過剰を循環的に繰り返す歴史である。近年でも1980年代の後半から90年代末にかけては過剰状態で、教員志願者は、正式なポストを獲得するには30代後半まで待機しなければならなかった。逆に今世紀入って以降は、教員不足の恐れが指摘されている。

教員の資質・能力の向上のためには、時間をかけて多くの教育・訓練を保障することが必要である。しかし養成制度の充実、他方で採用制度との整合性を維持しなければならない。わが国の場合にも、現実の採用との関係で養成制度の充実も検討されなければならない。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

①瀧本知加、吉岡真佐樹、地方自治体による「教師養成塾」事業の現状と問題点、日本教師教育学会年報、第18号、p.48～p.60、2009年、査読有。

②吉岡真佐樹、日本の教師論・教師像の特

徴と教師教育の課題—ケムニッツ報告・久富報告を聞いて—、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター／教育目標・評価学会共催シンポジウム記録集『教師の「専門性・専門職性」を考える』p.32～p.42、2009年、査読無。

③吉岡真佐樹、教師教育の質的向上策と養成制度改革の国際的動向、日本教師教育学会年報、第17号、p.8～p.16、2008年、査読有。

④吉岡真佐樹、八木英二、教員免許・資格の原理的検討—「実践的指導力」と専門性基準をめぐる—、日本教師教育学会年報、第16号、p.17～p.24、2007年、査読有。

[学会発表] (計2件)

①吉岡真佐樹、日本の教師論・教師像の特徴と教師教育の課題—ケムニッツ報告・久富報告を聞いて—、東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター／教育目標・評価学会共催シンポジウム、教師の「専門性・専門職性」を考える、2008年11月28日、東京学芸大学。

②吉岡真佐樹、ドイツにおける教員政策・資質向上論、(公開シンポジウム、21世紀における教員の資質向上論をさぐる—世界の教員政策と日本—)、日本教師教育学会、第18回研究大会、2008年9月14日、工学院大学。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

吉岡 真佐樹 (YOSHIOKA MASAKI)
京都府立大学・公共政策学部・教授
研究者番号：80174895

(2) 研究協力者

辻野けんま (TSUJINO KENMA)
京都府立大学・福祉社会学研究科・博士後期課程

瀧本知加 (TAKIMOTO CHIKA)
京都府立大学・公共政策学研究科・博士後期課程